

報告第14号、第15号

令和7年6月19日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 14 号	専決処分の報告について	1
報告第 15 号	専決処分の報告について	5

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月6日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

11,172円

2 和解の相手方

鈴鹿市

個人

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和7年5月9日、甲斐町地内の市道甲斐361号線において、相手方がその所有する車両を運転中、当該市道にあった穴ぼこを通過した際、当該車両の左側前輪を損傷したもの

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月19日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月11日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 被告となるべき者

- (1) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- (2) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

2 請求の趣旨

- (1) [REDACTED]
[REDACTED] は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。
- (2) 被告らは、原告に対し、連帯して金228,240円及び令和7年5月16日から第1号の建物明渡済みまで1か月金85,800円の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
との判決及び第2号につき仮執行宣言を求める。

3 物件目録

[REDACTED]

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町1番15号 PCO四日市駅前5階

杉岡法律事務所

弁護士 杉岡 治